

お客様各位

『—令和 6 年 4 月施行 改正労働安全衛生法令対応—
化学物質の自律的管理のためのルールと業務のポイント』
内容誤りのお詫びと訂正

『—令和 6 年 4 月施行 改正労働安全衛生法令対応—化学物質の自律的管理のためのルールと業務のポイント』において、内容の一部に誤りがございました。
お客様には、ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

① 8 頁
「表 1-2-1」のうち、「法令条文の規定等の詳細」欄の 1 段目～2 段目を以下の通りとする。
(修正後該当箇所：下線を付した箇所が訂正箇所になります)

カテゴリー名	定義の要旨	法令等の根拠	法令条文の規定等の詳細	
表示対象物	譲渡・提供する際の容器・包装等へのラベル表示等が義務付けられている物	安衛法 57 ①	1. 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物もしくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令（安衛令 18）で定めるもの	
			2. 安衛法 56 ①の物（製造許可対象物） （主として一般消費者の生活の用に供するためのものを除く。）	
			1. 安衛令 18	(1) 別表第 9 に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデンまたはロジウムにあっては、粉状のものに限る） (2) 以下略

② 166 頁

「表 4-2-6」のうち、3 段目中を以下の通りとする。

(修正後該当箇所：下線を付した箇所が訂正箇所になります)

	個別の教育ごとに満たすべき要件（ <u>職長等</u> 教育・関係）
--	------------------------------------

③ 201 頁

「表 6-1-2」のうち、2(1)の下部にある「のいずれかで区分 1 に分類されているもの」の段を削る。

(修正後該当箇所)

(1)	皮膚腐食性・刺激性	のいずれにも 「区分に該当しない」 と記載され
	眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性	
	呼吸器感作性または皮膚感作性	

かつ（以下略）

以上

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17

<https://www.daiichihoki.co.jp>

TEL 0120-203-694/FAX 0120-302-640